学術論文

雑誌『優生学ニュース』にみる優生学と 断種政策の変容

―アメリカ優生学に対するナチスの影響―

小 野 直 子

学術論文

雑誌『優生学ニュース』にみる優生学と 断種政策の変容

一アメリカ優生学に対するナチスの影響-

小 野 直 子

はじめに

1948年に日本で成立した優生保護法は、1933年にドイツのナチス政権下において制定された遺伝病子孫予防法を模範にして、1940年に制定された国民優生法を踏襲したものと理解されている。そしてドイツの遺伝病子孫予防法が、アメリカ合衆国の、特にカリフォルニア州における断種(不妊化)政策の実績を参考にして制定されたことはよく知られている¹⁾。アメリカで最初の優生断種法は、1907年にインディアナ州で制定された。その2年後にカリフォルニア州で断種法が制定され、アメリカで最も多くの断種手術が実施された。

アメリカにおける優生学運動は、1930年代には退潮期を迎え、それに呼応するように強制的な優生断種は肯定されなくなったとされる。しかし、優生学や断種に対する態度の変化は、断種実施数の減少には連動せず、それどころかアメリカにおける断種実施数は1920年代末から30年代にむしろ増加した。年間平均断種実施数は、1921年から30年には849件であったが、1930年から41年には2,237件に増加した。その結果、1941年までにアメリカにおける合計断種数は、36,000件近くに及んだ²⁾。すなわち、優生学の退潮は、断種の実施数には反映しなかったのである。

1920年代末から30年代における断種実施数の増加の背景には、連邦最高裁判所において断種法の合憲性を認めた1927年の「バック対ベル」判決があったことは当然である³⁾。しかし、その間に断種の根拠も変化した⁴⁾。そこで本稿では、1930年代から40年代にかけてアメリカにおいて断種に対する考え方及び政策はどのように変化したのか、その根拠となる優生学がどのように変容したのかを、優生主義者の雑誌『優生学ニュース(Eugenical News)』を通して考察する。特に、ドイツのナチスの影響に注目する。

『優生学ニュース』は、1916年1月に優生記録局(Eugenics Record Office、以下ERO)(後述)から発刊され、さまざまな変遷をたどりながら1953年12月まで刊行された雑誌である。1954年に『季刊優生学(Eugenics Quarterly)』と改称され、1969年には『社会生物学(Social Biology)』へと改称された。後述するように、『優生学ニュース』は、アメリカにおける優生学運動の主流の見解を示していると言える。以下、第1節でアメリカにおける優生学の展開と雑誌『優生学ニュース』について紹介し、第2節で1930年代から40年代に優生学がどのよう

に変容したのかを論じ、第3節でそれに伴って断種に対する認識がどのように変化したのかを 検討する。それにより、第二次世界大戦後のアメリカの断種政策の継続と家族計画の世界的拡 大へとつながる道筋を提示したい。

なお、本稿では、歴史的叙述においては、現在では不適切として使用されていない用語を訳語として使用しているが、それは用語の定義が当時の思想を反映しており、現在使用される用語と含意が異なるからである。

1 優生学の発展と『優生学ニュース』

優生学とは、集団の遺伝的な質を向上させることを目的とした理論と実践である。生殖管理により人類を改良するという発想は古代にまで遡ることができるが、学問として成立したのは19世紀末から20世紀初頭にかけてである。優生学という言葉は、1883年にイギリスの科学者フランシス・ゴルトンによって作られた。優生学の実践には、優秀と判断された人々に生殖を促す積極的なものと、劣等とされた人々の生殖を婚姻制限や断種などによって抑制する消極的なものがあった。優生学は、20世紀前半に先進国の多くの有力者や知識人に支持された50。

アメリカにおける優生学の特徴のひとつは、科学としての担い手が1903年に設立されたアメリカ育種家協会(American Breeders Association、以下ABA)であり、支えた学問が育種学であったことである。ABAは、アメリカで遺伝学と優生学の科学的研究に焦点を当てた最初の専門家団体で、その目的は、遺伝の法則に基づいて、すべての有機体に関して遺伝の応用を促進することであった。遺伝現象を最初に法則として系統立ててまとめあげ、遺伝学の学問としての基礎を作ったのはグレゴール・ヨハン・メンデルであるが、当時はあまり注目されず、この法則は1900年になって3人の研究者によって再発見された。1906年にABAで、人間の遺伝に関する調査を行うための優生学委員会が設立された。この優生学委員会が1910年に格上げされ、ABA優生学部門となった。遺伝学の研究が進展し、会員の多くが家畜を飼育していなかったこともあり、協会は1913年にアメリカ遺伝学協会(American Genetics Association)と改称した。

そしてアメリカにおける優生学のもうひとつの特徴は、巨大財閥による基礎科学技術分野への巨額の資金の導入がこの時期に開始され、優生学研究の経済的支柱となったことである。1902年に鉄鋼王アンドリュー・カーネギーが設立したワシントン・カーネギー研究所(Carnegie Institution of Washington、以下CIW)が、1904年ニューヨーク州コールドスプリングハーバーに実験進化研究所(Station for Experimental Evolution)を設立した。初代所長は、遺伝学者であり、アメリカにおける優生学運動の指導者であるチャールズ・B・ダヴェンポートである。ダヴェンポートは1910年に、鉄道王エドワード・H・ハリマンの寡婦メアリー・ハリマンから資金を獲得し、そこにEROを設置した。ABA優生学部門の事務局長でもあっ

たダヴェンポートが局長に、ハリー・H・ラフリンが副局長になった 7 。

1918年にEROの主たる後援者であったハリマンは、EROをCIWに移譲した。1921年に実験進化研究所がEROを吸収して研究所の遺伝学部門としたが、引き続きダヴェンポートが指揮にあたり、EROは遺伝学部門の下位部門として存続した。1920年代末から30年代には、EROのラフリンなどが露骨な排外主義者となり、ドイツの優生政策を支持した。それを懸念したCIWの指導者たちは、1937年にラフリンの研究について調査し、それを非科学的と見なした。CIWは財政的支援を中止してラフリンに引退を迫り、EROを閉鎖して優生学との関係を断った 8 。

EROはABA優生学部門と共に、数世代に遡る家族の健康問題を調査して記録した。対象となった健康問題は、アルコール依存症、狂気、精神薄弱、結核、ハンチントン舞踏病などである。EROは、データを収集するためのフィールドワーカーを訓練し、情報の保管施設を管理した。EROのその他の目的は、特定の特徴の子孫への遺伝に関して研究したり、結婚相手に関する助言を行ったりすることであった⁹。EROはまた、断種政策を促進する上で重要な役割を果たした。1922年に副局長のラフリンは、各州の断種法に関する報告書を提出し、各州の断種法が提起する問題を明確にして模範断種法を作成した。また州だけでなく、連邦政府による断種法についても提起した。さらにラフリンは、1926年にも各州の断種法のその後について検討し、模範断種法を提示した¹⁰)。

1916年1月に、EROのダヴェンポートとラフリンの編集によって『優生学ニュース』が発刊された。それは、EROの情報、家族史の調査、今後開催される集会の通知や開催された集会の報告を含む国内外の優生学運動に関する情報、優生学的な法律の制定、出生率や死亡率などの情報を伝える優生学の一般紙として刊行された¹¹⁾。

『優生学ニュース』は、1920年から1938年まで優生学研究協会(Eugenics Research Association、以下ERA)の、そして1925年から1938年までゴルトン協会(Galton Society)の公式機関誌でもあった。さらに、アメリカ優生学協会(American Eugenics Society、以下AES)が機関誌の刊行を打ち切ってからは、その公式機関誌にもなった¹²⁾。以下、それぞれの団体について簡単に説明する。

ERAは、1913年にEROのフィールドワーカーの会議から生まれた専門家団体である。その目的は、フィールドワーカー間のコミュニケーションを促進し、人間の遺伝について研究し、調査を奨励することであった。EROの局長ダヴェンポートが、初代会長に選出された。ERAは、優生学そして後に人類遺伝学の研究を、全国的及び国際的に連携させるための重要な組織となった。遺伝に関心を持つ著名な研究者がERAの会員になり、1928年までにERAの会員は300人になっていた 13 。

ERAは1920年に、『優生学雑誌(Journal of Eugenics)』を発刊する計画を立てたが、その

準備をするまでの一時的な刊行物として、EROから『優生学ニュース』を取得した。しかし、『優生学雑誌』は刊行されることなく、1938年にERAがなくなるまで『優生学ニュース』がその公式機関誌であり続けた。しかし、ラフリンや、ERA会長クラレンス・キャンベルがナチスの人種政策を公に支持すると、ERAは信頼性を失い始めた。1938年6月にERAの最後の年次大会が開催され、新たに組織された人類遺伝学研究協会(Association for Research in Human Heredity)にERAの資産を譲渡することが可決された。しかし、人類遺伝学協会は12月以降活動しなくなり、1939年以降AESが『優生学ニュース』を刊行するようになった 14 。

ゴルトン協会は、優生学運動において出現した、最もエリート主義で排外主義的な優生学団体である。1918年に、初代会長となるダヴェンポートが、優生主義者のヘンリー・フェアフィールド・オズボーンやマディソン・グラントと共に設立した。協会は、優生断種プログラム、移民制限法、異人種間結婚禁止法、「不適者」の産児制限を支持した。ERAやEROと提携し、1932年にニューヨーク市で開催された第3回国際優生学会議(International Congress of Eugenics)の後援者となった。1920年代末には『優生学ニュース』を通して、ナチスの計画を熱心に支持した。それは一部の遺伝学者や優生主義者に懸念をもたらし、彼らの多くは1930年代半ばには協会との関係を断った。第二次世界大戦までに協会は科学的団体としての指導力と信頼性を失い、活動を停止した¹⁵⁾。

AESは、優生学運動の最盛期である1920年代から30年代初頭に、アメリカで最も重要な優生学団体のひとつであった。1921年に第2回国際優生学会議がニューヨーク市で開催され、アメリカにおいて優生学の団体を発展させることを目的として、エール大学教授アーヴィング・フィッシャーを委員長とする委員会が任命された。この委員会は1922年に、フィッシャーを委員長とするアメリカ優生学委員会(Eugenics Committee of the United States of America)として再編された。1925年にAESと改称され、フィッシャーが初代会長となった160。

AESの目的は、優生学を大衆レベルで奨励し、優生学の原則を「教育と法定化によって人種の改善」に応用することであった。AESは、精神障害者等の優生断種、隔離、婚姻制限を支持し、また移民制限法、中産階級の出生率上昇、貧困者と「不適者」の産児制限を支持した。主要な活動は、中西部の農業フェアで開催される優良家族コンテストや、優生学の説教コンテストの後援であった¹⁷⁾。

遺伝学や環境の影響に関する情報が増加した結果,1931年までには、断種、産児制限、人種に関してAESの指導者の間における意見の相違が、協会に軋轢をもたらしていた。1934年に事務局長であったレオン・ホイットニーが、ナチスの断種プログラムを公に支持すると、AESは紛糾した。AESは優生学運動の排外主義との関係を断ち、役員をより「バランスのとれた」見解を持つと思われる科学者に入れ替え、貧困者の社会経済レベルを向上させるための環境改善プログラムを支持し始めた。第二次世界大戦後協会はますますその関心を、遺伝的

な欠陥や疾患,人口問題,遺伝カウンセリングの分野に移した。政治的思潮の変化に対応して,AESは1973年に名称を社会生物学研究協会(Society for the Study of Social Biology)に変更し,雑誌も『社会生物学』に改称した¹⁸)。

『優生学ニュース』は、1926年から1928年までAESの公式機関誌でもあったが、その後AESは大衆雑誌『優生学-人種改良雑誌-(Eugenics: A Journal of Race Betterment)』を公式機関誌として発刊した。それは1931年に『人々(People)』に変わったが、第1巻第1号しか刊行されなかった。『優生学』と『人々』の中断後、AESは1931年に、『優生学ニュース』を刊行していたERAと契約し、それをAESの公式機関誌とした。この関係は1938年まで続き、その後『優生学ニュース』はERAからAESに譲渡され、1939年からAESによって刊行された19)。

以上のように、『優生学ニュース』は、刊行所が途中で変わりながらも、時にはアメリカの 複数の主要な優生学団体がそれを公式機関誌としており、アメリカの優生学運動の言わば公式 声明であった。以下では、『優生学ニュース』を通して、アメリカにおいて優生学が変容する 過程を、特にドイツのナチスの影響との関連も踏まえて明らかにする。

2 優生学の変容

1930年代にドイツでは露骨な反ユダヤ主義が席巻していたが、「北方人種」の優越を唱えるアメリカの優生主義者は、ドイツの人種主義を称賛していた。1932年の『優生学ニュース』は、「ヒトラーと人種の誇り」という論説で次のように述べている。「ヒトラー主義のプログラムの要素は、ドイツにおける純粋な北方人種の人種的誇りを強調することである。このヒトラー主義の立場は、『アトランティック・マンスリー』誌1932年4月号において、ニコラス・フェアウェザーによって説明されている」。フェアウェザーによれば、「アーリア人は文明の偉大な創立者であり、その文化は、血を純粋に保ち覇権を維持する限りにおいて存続した。混血、人種の汚染(中略)が、過去の文明が廃れた唯一の原因であった」²⁰。

「北方人種」とは、北西欧に分布する人種として、一般に肌の色、髪の色、眼の色、身長などによって特徴付けられた。その言葉は、1900年にフランスの人類学者によって最初に使用された。1930年代のナチス期のドイツで好まれた言葉は、「アーリア人」であった。19世紀末から20世紀初頭の優生主義者は、北方人種が「優越人種」であると信じていた。1920年代からナチス期の人種主義者は、西洋文明の没落を防ぐために北方人種の人種的退化を防ぐことを目的としていた²¹⁾。

また同年の『優生学ニュース』は、ドイツにおける北方人種思想にアメリカが影響を与えた ことを指摘した。「ドイツにおける北方人種思想、すなわち北方人種を保持・増加させる運動 を最初に起こしたのは、フランス人とイギリス人であった」。その後、人種思想の根拠を科学

的に強化する著作がドイツにも影響を与え、「2人のアメリカ人、マディソン・グラントとロスロップ・ストダードの著作も[ドイツ語に]翻訳され、読者の輪が広がった」。そして、「北方人種の運動という思想は徐々に評価され、新聞でも紙面を割かれるようになった。有力な学者、作家、詩人、芸術家、出版者、その他が公にその思想を支持した。政党もそれに注目した。特にアドルフ・ヒトラーの『国民社会主義ドイツ労働者党』は、北方人種という思想を綱領に入れて、それに対する理解を公に示した」と、ナチスの人種主義を評価した²²⁾。

ドイツでは選挙が間近に迫っており、論説は、「ヒトラーの運動の発展は、遅かれ早かれ彼に全権を与えるに違いなく、北方人種の運動を世間一般に知らしめ、それは国家によって奨励されるものとなるだろう」と予言していた。そして、ヒトラーの支持者である「ナチス」が非常に増加しており、「彼らがドイツの政権を掌握すれば、近いうちに新たな人種衛生法、北方人種を意識した文化政策や『外交政策』が期待できるであろう」と付け加えた²³。「人種衛生」とは、公衆衛生、母子保健、細菌学、衛生学、身体文化、人種改良を融合したドイツの概念であり、アメリカやイギリスで使用されていた優生学という言葉よりも広い範囲に及んでいた²⁴。1936年にはERAの名誉会長のキャンベルが、ドイツの人種政策に対する批判について次のように述べた。「世界中の国々に溢れている反ナチのプロパガンダが、ドイツの人種政策の正しい理解と重要性を覆い隠してしまったのは、不幸なことである」。そして、ドイツの「選択的な内婚と生殖によって、人種血統の純粋性を獲得しようとする」政策は、「国民の虚栄心に追従したり、人種的敵対関係を生じさせたりすることを目論む政治的日和見主義者の産物ではなく、人類学者、生物学者、そして社会学者によって(中略)よく考慮された結論を統合したものである」と、その「科学的」正当性を主張した²⁵。

他方,多くの遺伝学者が一時的には優生学運動に熱狂したが,新しい遺伝学的な事実の蓄積が進む中で,優生学の研究方法の安直さとその危険性に気付き始めた。1920年代末から30年代初めにかけて,優生学運動に加担していた多くの遺伝学者が離脱し始めた。とはいえ,優生学運動自体が姿を消したわけではなかった。

優生学運動の改革の第一線に立った新しい世代の指導者の一人が、フレデリック・オズボーンである。1931年にAESの事務局長に、1936年に幹事長に就任したオズボーンは、1937年に優生学の変化について次のように述べた。メンデル遺伝学の再発見から25年間にわたって動植物を用いた実験の結果、「我々は、遺伝学という新しい科学が、人種の改善という優生学の実験的応用を可能にする鍵となることを希望するようになった」。しかし、「時が経ち、学生たちは、遺伝学を人間に応用した時の限界を認識し始めた。(中略)遺伝学に基づいて人類を改善することを望んでいる者は皆、遺伝学は、優生学を大規模に応用するのに必要な基礎の一部に過ぎないということを認識するようになった」²⁶。

その背景にあったのは、1920年代半ば以降に発表されたさまざまな科学的成果であった。

1925年にハーマン・ジョゼフ・マラーが『遺伝雑誌(Journal of Heredity)』に、離れて養育された一卵性双生児に関する研究を発表したが、それは人間の発達における遺伝と環境の役割に関する初めての対照実験であった。また1929年にはホレイショ・ハケット・ニューマンが『遺伝雑誌』に、離れて養育された一卵性双生児に関する新たな研究について報告し始めた。その間に、一卵性双生児や二卵性双生児、兄弟姉妹の相関関係に関する研究が、心理学者によって進められた。こうして、心理学で人間の発達における遺伝的能力と環境要因を区別する研究が行われ、優生学に影響を与えた²⁷⁾。

また新たな科学として、レイモンド・パールが統計的手法を人口学に応用した。ルイス・イスラエル・ダブリンとアルフレッド・ジェームズ・ロトカは、出生数と死亡数を処理して、死亡生存表(死亡統計に基づいて作成された、各年齢集団の死亡、生存の状態を示す表)を作成する新たな方法を案出した。1922年にスクリップス人口問題研究財団(Scripps Foundation for the Study of Population Problems)が創設され、ほぼ同時期にミルバンク財団(Milbank Fund)が人口問題研究部門を設置した。このような人口学の研究が、遺伝学や心理学と並んで、優生学にとって重要と見なされるようになった²⁸⁾。

そしてオズボーンは、「優生主義者にとって、過去10年間に起こったことを検討すべき時期である。優生学の原理は、人口学と心理学によってもたらされた新しいデータにほとんど追いついていない」と述べ、「優生主義者は、もはや遺伝学の知識だけで課題に備えることはできない。心理学と人口学の最新の知見も、同様に重要である」と主張した。彼は、人種や社会階級間に生物学的特質の優劣は存在せず、たとえ集団間に差異が存在するとしても、個人間の差異の方が大きいと指摘した。「優生主義者が、生物学的特性の優劣を社会階級、地域、人種全体のものとすることは賢明ではない。(中略)たとえ集団間に平均的な生物学的特質の差異が存在するとしても、個人間に存在している差異と比較すると小さいことは確かである」。従って、優生政策は、個別選択に基づいて応用しなければならないと述べた29。

さらにオズボーンは、「個人的な意見として」と断った上で、「優生学は単なる運動を意味するべきであり、優生主義者は自分自身を科学者として考えていることを暗示するように自らのことを語るべきではない」と主張した。というのは、優生学は、遺伝学、心理学、人口学、社会学、医学、人類学の研究成果と関連しているが、「これらは非常に発達した専門分野である。今日1人の人間が、同時にこれらの分野の科学者になるのに必要な知識を身に付けることはできない」からである300。

オズボーンはAESを,人類の改善で世界に救いをもたらすといった従来の宣伝から,遺伝と保健衛生について教育的知識を普及する組織へと鞍替えすることを目指した。彼はAESから一般人の優生主義者の影響を徐々に排除し、専門家をしかるべきポストに据えて権限を持たせた。こうした努力が実って、1940年代に入るとオズボーンはAESの会員に著名な遺伝学者、

医学者,心理学者,人口学者たちをかなり迎え入れることに成功した31)。

長い間AESの理事会のメンバーであったフランク・H・ハンキンズは1943年に、「私は少なくとも10年間、優生学運動は衰退してきているとますます確信するようになった」と述べた。そして優生学の変容について、次のように指摘した。優生学は、「人種や階級間の差異は大部分遺伝的要因によるという見解が暗黙のうちに受け入れられた、ダーウィンとゴルトンの時代の文化であった。世論では、成功した人間は概して失敗した人間よりも生まれつき有能であると容易に信じられた。(中略)『血は争えない』というのが一般的な金言であった。そのような時代には、社会的に優秀な親は優秀な血統故に優秀な子供をつくる、ということを科学は難なく『証明した』」32。

しかし、とハンキンズは続けて述べた。「今日こうした単純な仮定は人気がなくなっただけでなく、『虚偽』となった。今日では、階級間や人種間の差異は、生活環境や人生の出発点における差異を反映しているに過ぎない。成功に役立つ能力、健康、気力は、遺伝子ではなく環境に帰する。それらは、教育、食料、医療を提供することができる親を持っているという幸運に由来する」³³⁾。さらに彼は後に、AESが戦後何をすべきかを論じる中で、「私の印象では、優生学に反対していた多くの人々は、それが人種主義に染まっていると感じていた」ので、それを人々の心の中から取り除かなければならないと主張した³⁴⁾。

ドイツ陥落直後の1945年6月に刊行された『優生学ニュース』は、AESの目的は「優生学に関する教育促進と社会活動」であるとして、優生学について次のように述べた。「協会は、基本的に優生学は、確立された遺伝の原理(遺伝学)の応用であると認識している。しかし、実践的な優生学では、遺伝的特質が最も発達する若者の成長期において、物理的・社会的環境が大きく寄与することを強調しなければならない。従って協会の関心と活動は、遺伝生物学の分野における人間の問題だけでなく、衛生学、心理学、社会学、そして環境要因と関連する(特に家族内の)人間関係における多くの問題に向けられている」350。こうして優生学の改革者は、遺伝学だけでなく、衛生学、心理学、社会学などを応用することによって、運動の範囲を社会的環境にまで拡大しようとしたのである。

1946年にAESの会長となったオズボーンは、優生学の変容について次のように総括した。「1930年から40年の10年間に、優生学の思想において大きな変化があった。1930年以前の優生学には、人種的・社会階級的偏見があった。(中略)支配的人種や階級の人々にとっては、支配的な人種や階級は被支配的な人種や階級よりも明らかに優れているように思われた」。しかし、遺伝的知能に関する研究の結果、「異なる人種や社会集団間における平均的な遺伝的知能の差異を示唆する満足な証拠は得られなかった。将来どのような研究が行われても、ある人種や社会集団内部における個人間の遺伝的能力の差異の方が、人種や社会集団間の平均的差異よりも大きい、ということで心理学者の見解は一致した」。このような新しい知識に直面して、

「優生主義者は自分たちの見解を大きく変えることを余儀なくされた」。すなわち、優生学的選別は特定の階級や人種集団に対してではなく、集団内の個人間で行われるべきである、というようにである³⁶。

オズボーンによれば、「このような見解の変化は最初にアメリカで起こり」、AESが「この変化において指導力を発揮した」と評価した。もちろんすべての優生主義者が見解を変えたわけではなく、「少数の先駆者は変化を認めず、優生学は一部の支持者を失ったが、一般的に計り知れない名声を得た。優生学は初めて、現在の社会思想に位置付けられたのである」。そして彼はこうも警告した。「人種や社会階級について主張し、それによって優生学の大義を一世代後退させた初期の優生主義者の過ちを、我々は新しい形で繰り返したくはない」370。

以上のように、1930年代末から40年代に優生学の改革を志した人々は、かつての優生学の「科学的」根拠はもはや崩れ去ったとの認識で一致しており、またかつてのように人種的・階級的に偏った優生学運動は拒否した。人種や階級などの集団間の差異よりも、個人間の差異の方が大きいこと、またたとえ人種や階級などの集団間に差異があったとしても、それは遺伝よりも環境に大きく影響されるということが指摘された。しかし同時に、人類遺伝学、心理学、人口学、社会学などの新しい科学的成果に基づく優生政策によって、人類の改善を図ることができると確信していた。そして、人類の改善に向けて、家族も含めた社会的環境の影響や人口政策への関心が、生殖管理も含め、家族へのますますの介入につながったと考えられる。

3 断種政策の変化

以上のような優生学の変容は、断種に対する考え方や実施にどのような影響を与えたのだろうか。1933年7月にドイツで断種法(遺伝病子孫予防法)が制定されると、『優生学ニュース』はその全文の翻訳を掲載して、次のように解説した。「ドイツは、現代の優生学的な断種法を国全体で制定した、世界の主要国でも初めての国である。(中略)間違いなく、アメリカの27州における実験的な断種法の法的及び裁判の歴史が経験となり、ドイツはこれを用いて自国の新しい断種法を作成した。アメリカの優生断種の歴史に精通している人々にとって、ドイツの法律の文言は、『アメリカを模範にした断種法』のように感じられる」38。

ドイツの法律はアメリカに起源があることを主張し、この論説はさらにこう続けた。「新しい断種法は1933年7月14日に発布され、1934年1月1日から施行される。その間に第三帝国は断種候補者に関するデータを入手するが、それは実際には『アメリカの模範断種法』に従って、社会的に不適な人間の血統を調査することになる、と発表されている」³⁹。

ドイツの断種法が大規模な人種的迫害であるという批判に対して,『優生学ニュース』は次のように主張した。「英米法を熟知している人々にとって,新しいドイツの断種法が,一部の人々が示唆するように,純粋に優生学的な目的から逸れて,非北方人種を断種するための『暴政の

道具』になるとは考えにくい」。そして、近年アメリカの断種法の下で実施された16,000件の断種手術においても、「優生学的な間違い」を犯した事例はひとつもなく、「人種的、宗教的、政治的偏見」が手術を促したこともなかったと指摘した⁴⁰。

そして、「ナチスの政策全般を非難する人々がいるかもしれないが、それでも1933年にドイツが国家の性質の生物学的な土台を認識するうえで、世界の偉大な国々の先頭に立っていることに変わりはない。おそらくアメリカのいくつかの州の断種法とドイツの断種法は、法制史において、婚姻の法的管理の重要性に匹敵する、人間の生殖の管理という重要な局面を、世界で最も進んだ国々が管理することを示す節目となるだろう」と、国家における生殖の管理の重要性を主張した410。

1936年にERA名誉会長のキャンベルは、ドイツの断種政策は公正に実施されていると述べた。「ドイツでは特別裁判所が設置され、それぞれの事例について人種的価値を注意深く評価し、法的に個人の利益が保護されている。ドイツのすべての裁判手続きに浸透している厳格な法律至上主義を理解している者は誰でも、これらの法律が完全に公正に施行されるであろうことを疑い得ない」。そして、ドイツの断種政策が「人種差別や迫害の口実になるという主張は、この政策に対して行われる無責任でヒステリックな非難のひとつに過ぎない」と主張した⁴²。

さらに、ドイツと比較して、アメリカでは断種法が制定されているにもかかわらず、それが十分に活用されていないと指摘した。ドイツでは、断種法が制定された「最初の年に約80,000件の断種が提案され、約54,000件がそれに適していると分類され、約6,000件が不当と判断され、20,000件が検討中である」。これに対してアメリカでは、「現時点で28州に断種法が存在しており、(中略)20年間で約23,000件の断種が実施され、そのうち約10,000件はカリフォルニア州で実施された。この相違は、アメリカの人口はドイツの人口の2倍であることを思い起こすと、ますます大きい」。そして、「アメリカの多くの人々は、多くのことを果たしたと考えて自己満足しているが、(中略)法律を通過させることと肯定的な結果を得ることは全く別であるということを、断種に関して認識する必要がある」と主張した43。

キャンベルは断種の強制性を正当であるとし、自発的・選択的断種を否定した。「ドイツでは法律は強制的であり、施設内外両方の人々に適用され、その特色は原則として正当であると考えられる。アメリカの多くの州法は強制的であるが、そのほとんどは施設収容者にのみ適用され、それは便宜的に許容されるかもしれないが、原則としては明らかに不当である」。なぜ強制断種が正当であるかというと、「公共の利益を守るための法律を遵守することが、自発的で選択的であるべきである、と主張することは馬鹿げている」からである⁴⁴。

1936年のERA年次大会における会長演説において、C・M・ゲーテもドイツの断種政策 を賞賛した。「ヒトラーが命令に署名した時、カリフォルニア州が断種手術において世界の先 頭に立っていた。今日では、カリフォルニア州の四分の一世紀の記録が、2年間でドイツに引 き離された。(中略)ドイツは人口が飽和状態に達したことを理解して,社会的不適者を除去し,優生学的に望ましい子供と入れ替える方向に向かっているように思われる」。そして,「断種法は人種に対する残虐な行為ではなく,賢明に施行されている」と主張した⁴⁵。

他方で、優生学の科学的根拠が失われると、1930年代には優生断種に疑問が呈されるようになった。アメリカ神経学会(American Neurological Association)は1934年に、断種について評価するため、エイブラハム・マイヤーソンを委員長とする委員会を任命した。『優生学ニュース』では、その報告書の結論と勧告の一部を紹介していた。それによると委員会は、「現状の知識では、アメリカで制定された断種に関するいかなる法律も、強制的ではなく、自発的で規制されたものであるべき」としていた。また委員会は、「選定された特定の疾病の場合にのみ、そして患者または患者の監督責任を負っている人々の同意を得てのみ、断種は推奨され得る」と考えていた。結論として委員会は、「恐怖やプロパガンダに基づいて」断種プログラムを推進することに反対した46。

1940年代に入ると、ドイツの政策に対する批判的な言説が見られるようになった。1943年の『優生学ニュース』で、コロンビア大学教授ウィリスティン・グッドセルは、1943年に出版されたジョゼフ・K・フォルサムの著書『家族と民主主義社会(The Family and Democratic Society)』について紹介しているが、そこでドイツの政策と対比させて民主的な人口政策を主張した。「全体主義国家ドイツは、総統のために、不適者を除去し、結婚の有無に関わらず若い女性に子供を産むことを奨励する、力による政策を採用した。他方、民主的な人口政策は、『個々の男性、女性、子供の必要に応じることによって、適切な水準と質の人口を維持しようと努める』」。そして、アメリカでは1938年までに32州が断種法を制定したが、「民主主義の下では、出生率の主要な管理手段は、中絶や断種ではなく、自発的な避妊の実践によってもたらされなければならないことは明らかなように思われる」(斜体原文)と主張した⁴⁷⁾。

1940年からAESの会長を務めていたモーリス・A・ビゲローも1945年に、ヒトラーの独裁と民主主義を対比させ、民主主義の優位性を説いた。「優生学教育の拡大に伴って、民主的市民は優生断種に関する社会的管理を是認する傾向にあり、今や多くの州で法律が制定され施行されている。これは、優生学の民主的管理が機能し続ける道筋であるように思われる」。しかし、「数年前、独裁者ヒトラーが架空の『北方人種』を急激に向上させるために、大規模な消極的優生学を利用することを決意するという危険な可能性があった」。従って、「優生学の根拠、及び個人と家族の原則としての人類遺伝学は、民主主義の下で最も好ましく管理される」と結論付けた48。

そしてビゲローは、個人の遺伝と物理的・社会的環境の両方について、独裁的管理は非常に 科学的で効率的であるかもしれないが、「我々は、そのような管理は望ましくないと拒否する。 それは主に、個人及び家族生活に対する独裁的管理は、個人の生活の望ましい状況や家族生活 の楽しみに介入するからである」と、民主主義の優位を主張した⁴⁹。こうして、ヒトラーの独 裁的強制断種と差異化することにより、民主的な断種を擁護した。

それでは、この時期のアメリカにおける断種政策はどのようになっていたのだろうか。1946年に、ニュージャージー州のバースライト (Birthright) の事務局長のマリアン・S・オルデンが、アメリカにおける断種法について報告している。バースライトの前身であるニュージャージー断種連盟 (Sterilization League of New Jersey) は1937年に結成され、オルデンはその書記として活動していた。設立時の会員は23名であったが、1年以内に会員は373人に増加した。1943年にニュージャージー断種連盟はバースライトに名称を変更したが、それは「断種」という言葉自体のイメージが悪化しており、ナチスとの関係を人々に想起させる危険性から距離を置くことを意図していた。しかしオルデンは、優生主義者のエズラ・S・ゴズニーが、1929年に優生断種を促進することを目的として設立した人類改良財団(Human Betterment Foundation)にちなんで、人類改善のための断種連盟(Sterilization League for Human Betterment)という名称を支持していた50。

オルデンの報告書では、第二次世界大戦中は、外科医の不足のために断種数が減少したことが指摘されている。例えばカンザス州のある施設長は、「軍隊が外科医を連れて行き、協力者を確保することが難しかったので、1945年に断種を実施することができなかった。しかし、まもなく開始することができると思う」と報告した。またインディアナ州の施設からの報告では、「戦争によってもたらされた状況のため、1944年も45年も断種は実施されなかった」。ミシシッピ州のある施設長によれば、「1944年から45年にこの施設と関係のある外科医がいなかったため、断種の記録はない」51)。

とはいえ、断種への意欲が失われたわけではなかった。ウェストヴァージニア州のある病院からは、「我々の断種法は非常に複雑で、ある患者を断種する認可を得るのに6か月かかる。その必要性は理解しているが(中略)、多くの官僚的形式主義と困難を経てもおそらくは結局無効にされるということなしに、断種を実施することができるよう、近いうちに議会が法律を変更することを私は望んでいる」との報告があった。ヴァーモント州では、1944年には断種数4件であったが、1945年には8件と2倍になった。ミネソタ州における断種数は、1943年46件、1944年34件、1945年13件と減少したが、1945年10月にミネソタ人類遺伝学連盟(Minnesota Human Genetics League)が組織化された。この連盟は、ミネソタ州の断種法を適切に運用するため、人々に対する教育活動を行っていた520。

ユタ州では1943年に人口10万人当たり12人断種したが、それは近年では、1940年のヴァージニア州の人口10万人当たり13人に次いで2番目に多かった。1944年と45年に断種手術数は急激に減少したが、1945年に法律が修正され、断種の適用範囲は施設収容者から、狂気、精神薄弱者、てんかん患者、「常習的な性犯罪傾向がある者」と宣告された人々にまで拡大され

t= 53)

他方で、アメリカではカトリック教会が中心となって、断種の新しい州法の成立を阻止するとともに、すでに制定された州法が実施に移されるのを阻止する運動に取り組んでいた。オルデンも、カトリックからの反対について言及していた。それによれば、メイン州からは、ケベックのカトリックが南に移動し、断種法の適切な運用を妨げているという不満が寄せられた。アリゾナ州からも、「宗教的反対のために」法律が運用されていないという意見があった。コネティカット州の人口におけるカトリックの比率は断種法を制定している他の州より高く(1940年の国勢調査でカトリックは人口の38.1パーセント)、それがコネティカット州で時々しか断種手術が実施されない理由であるとしていた54%。

アラバマ州の断種法は1934年に違憲と判断され、翌年議会において改正された法案が通過したが、知事によって拒否権が発動された。1939年に同じ法案が再提出されたが、カトリックの圧力によって委員会で否決された。1943年にも同様の法案が議会に提出されたが、同じくカトリックからの圧力によって委員会で否決された。アラバマ州は圧倒的に非カトリック(カトリックは1.2パーセント)であるが、いくつかの町にカトリックの施設があり、強力な票田を形成していた。断種法が提案される度に、カトリック教徒たち-司祭、修道女、信徒-が州議会議事堂に押しかけ、法案は「神の意志に反しており」、「アメリカの家庭への攻撃」であると非難した。アラバマ中の司祭が、それはヒトラーの絶滅プログラムの発端であるという議論を用いて、断種法に反対する説教を行った550。

以上のような各州における断種政策の実情を踏まえ、オルデンは、「多くの断種プログラムは、 $2 \sim 3$ 人の個人の『推進力』に依存しており、彼らが州からいなくなれば法律の適用は急激に減少するであろう」と予測していた。そして結論として、この「予防策」としての断種の必要性を多くの人々に浸透させなければならず、そのためには一般大衆に対する徹底的な教育が必要であると主張した 50 。実際アメリカにおける年間平均断種実施数は、1930年から41年には2,237件であったが、1941年から1950年には1,636件に減少していた 57 。しかし、優生主義者は、ドイツの「独裁的な」政策と対比されるアメリカの「民主的な」断種政策への希望を失ってはいなかったのである。

おわりに

第二次世界大戦末期には、AESの会員は、かつてナチスの人種政策を支持したことから自らを引き離そうとした。数百万人にものぼるユダヤ人やロマ、障害者などのホロコーストによって、ナチスの人種政策に対する評価は失墜した。改革派の優生主義者が、優生学から人種的・階級的偏見を取り除き、ナチスの人種政策と人為的に区別したことは、第二次世界大戦後の優生主義者の自己認識に影響を与え、ナチスの優生学的人種主義を支持した過去を都合よく「忘

却」し、「民主主義的な」優生学運動を継続することを可能にした。そして、遺伝学だけでなく、 心理学、人口学、社会学などの新しい科学的成果に基づく優生政策というレトリックは、生殖 管理も含め、家族に対するさらなる介入を正当化することにもなった。

『優生学ニュース』を引き継いだ『季刊優生学』が『社会生物学雑誌』に改称されたのは1969年であり、AESが社会生物学研究協会に改名したのは1973年であった。アメリカで、「優生学」という言葉が否定的な意味を帯びるようになるには時間を要したのである。そのことが、アメリカでは第二次世界大戦後も「自発性」を装って優生断種が実施され続けた背景にあったのではないかと考えられる。人種的・階級的偏見を取り除いたはずの優生学は、例えば有色人種の福祉受給者を「精神薄弱者」「精神遅滞者」と定義して断種することを妨げるものではなかった。そしてドイツの「独裁的な」断種と対比される「民主的な」断種というレトリックはむしろ、望んでもいない、あるいは理解できない断種手術の同意書に署名をさせて「自発性」を装い、その強制性を覆い隠すことになったのである580。

【謝辞】本研究は、JSPS科研費JP19K00268の助成を受けたものである。

¹⁾ アメリカの優生学とドイツの人種衛生学の関係については、例えば以下を参照。Edwin Black, IBM and the Holocaust: The Strategic Alliance between Nazi Germany and America's Most Powerful Corporation (New York: Crown Publishers, 2001) [小川京子訳/于京頼三監修『IBMとホロコー ストーナチスと手を結んだ大企業 - 』(柏書房、2001年)]; Edwin Black, Nazi Nexus: America's Corporate Connections to Hitler's Holocaust (Washington, DC: Dialog Press, 2009); Edwin Black, War against the Weak: Eugenics and America's Campaign to Create a Master Race, Expanded Edition (Washington, DC: Dialogue Press, 2012 [2003]) [貴堂嘉之監訳/西川美樹訳『弱者に仕掛けた戦争-アメリカ優生学運動の歴史-] (人文書院, 2022 年)]; Stefan Kühl, The Nazi Connection: Eugenics, American Racism, and German National Socialism (Oxford and New York: Oxford University Press, 1994) [麻生九美訳『ナチ・コネクション-アメリカの優生学とナチ優生思想-』(明石書店, 1999年)] ; James Q. Whitman, Hitler's American Model: The United States and the Making of Nazi Race Law (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2017) [西川美樹訳『ヒトラーのモデルはアメリカだった - 法システムによる「純血の追求」 - 』(みすず書房、2018年)]。ドイツの遺伝病子孫予防法の参考 にされたとされるカリフォルニア州の断種の報告書は、E. S. Gosney and Paul Popenoe, Sterilization for Human Betterment: A Summary of Results of 6,000 Operations in California, 1909-1929 (New York: MacMillan, 1929). カリフォルニア州における断種の歴史については以下を参照。Natalie Lira, Laboratory of Deficiency: Sterilization and Confinement in California, 1900-1950s (Oakland: University of California Press, 2022).

²⁾ Jonas Robitscher, ed., *Eugenic Sterilization* (Springfield, IL: Charles C. Thomas, 1973), 123-125, Appendix 2.

³⁾ Buck v. Bell, 274 US 200 (1927). 1907 年にアメリカで最初の断種法がインディアナ州で制定されてから、1927 年の「バック対ベル」判決までに、アメリカの精神病院・精神薄弱者収容施設・刑務所・矯正施設などにおいて断種された人々の数は 8,515 人に達した。判決後わずか 5 年間でその数は二倍になり、1932 年までに 16,066 人が断種された。そして 1937 年までに 27,869 人、1941 年までに 38,087

人が断種された(数値は研究者によって多少異なる)。J. David Smith, Steven Noll, and Michael L. Wehmeyer, "Isolation, Enlargement, and Economization: Intellectual Disability in Late Modern Times (1930 CE to 1950 CE)," in Michael L. Wehmeyer, ed., *The Story of Intellectual Disability: An Evolution of Meaning, Understanding, and Public Perception* (Baltimore, London, and Sydney: Paul H. Brookes, 2013), 174.

- 4) 同時期の知的障害者に対する断種政策の変化については、以下を参照。小野直子「大恐慌期アメリカ における断種政策の変容」『富山大学人文学部紀要』第57号,2021年:37-49頁。
- 5) 近年優生学に関して数多くの研究成果が発表されているが、最も基礎的な文献として、Daniel J. Kevles, *In the Name of Eugenics: Genetics and the Uses of Human Heredity* (Cambridge and London: Harvard University Press, 1995[1985]) [西俣総平訳『優生学の名の下に-「人種改良」の悪夢の百年-』(朝日新聞社, 1993年)]。
- 6) "American Breeders Association," in Ruth Clifford Engs, *The Eugenics Movement: An Encyclopedia* (Westport, Conn., and London: Greenwood Press, 2005), 5.
- 7) "Eugenics Record Office," in Engs, The Eugenics Movement, 58.
- 8) "Carnegie Institution of Washington," in Engs, The Eugenics Movement, 28.
- 9) "Eugenics Record Office," 58.
- 10) Harry H. Laughlin, Eugenical Sterilization in the United States (Chicago: Psychopathic Laboratory of the Municipal Court of Chicago, 1922); Harry H. Laughlin, Eugenical Sterilization, 1926: Historical, Legal, and Statistical Review of Eugenical Sterilization in the United States (New Haven, Conn.: American Eugenics Society, 1926).
- 11) "Forward," Eugenical News 1 (1916), 1.
- 12) "Eugenical News," in Engs, The Eugenics Movement, 56.
- 13) "Eugenics Research Association," in Engs, *The Eugenics Movement*, 60.
- 14) Maurice A. Bigelow, "Brief History of the American Eugenics Society," *Eugenical News* 31 (1946), 50; "Eugenics Research Association," 60.
- 15) "Galton Society," in Engs, The Eugenics Movement, 85.
- 16) Bigelow, "Brief History of the American Eugenics Society," 49.
- 17) "American Eugenics Society," in Engs, The Eugenics Movement, 7.
- 18) Ibid., 7-8.
- 19) Bigelow, "Brief History of the American Eugenics Society," 50.
- 20) "Hitler and Race Pride," Eugenical News 17 (1932), 60.
- 21) "Nordics or Nordic Race," in Engs, The Eugenics Movement, 162-163.「アーリア」という言葉は、インド・ヨーロッパ語族ないしインド・ゲルマン語族を表す言葉として使用されていたが、その後不正確な再解釈がなされ、この言語的分類が民族や人種を指すものになった。1920 年代のナチ党の結成当初から、ヒトラーたちは、「アーリア人種」の存在とその優越性という根拠のない信念を、自分たちの思想や政策に見合うように適用した。しかし、「アーリア」という言葉を人種的観点から正確に定義するのは困難なことが判明し、ナチスの人種学者たちは、「アーリア」という用語が遺伝的な身体的・知的特徴ではなく言語的な類似性に基づく概念だという理由で、この用語の使用に賛成しなかった。ニュルンベルク人種法の制定後、ナチスは法律に「アーリア」や「非アーリア」という用語を使用することを止め、代わりに「ドイツ人またはその血縁者関係にある者」という文言を代用した。しかし、その曖昧な定義にもかかわらず、「アーリア」という用語は非公式に使われ続けた。「ホロコースト百科事典」https://encyclopedia.ushmm.org/content/ja/article/aryan-1(2022/08/26).
- 22) K. Holler, "The Nordic Movement in Germany," Eugenical News 17 (1932), 117-118.
- 23) Ibid., 119.

- 24) "Race or Racial Hygiene," in Engs, The Eugenics Movement, 191.
- 25) C. G. Campbell, "The German Racial Policy," Eugenical News 21 (1936), 25.
- 26) Frederick Osborn, "Implications of the New Studies in Population and Psychology for the Development of Eugenic Philosophy," *Eugenical News* 22 (1937), 104.
- 27) Ibid., 104-105.
- 28) Ibid., 105.
- 29) Ibid., 106.
- 30) Ibid., 106-107.
- 31) Kevles, In the Name of Eugenics, 171-172.
- 32) Frank H. Hankins, "Eugenics and the Culture Drift," Eugenical News 28(1943), 35.
- 33) Ibid.
- 34) Frank H. Hankins, "Discussion: Eugenics after the War," Eugenical News 30 (1945), 23.
- 35) "What Are the Aims of the American Eugenics Society," Eugenical News 30 (1945), 22.
- 36) Frederick Osborn, "Eugenics and Modern Life: Retrospect and Prospect," *Eugenical News* 31 (1946), 33.
- 37) Ibid., 33-35.
- 38) "Eugenical Sterilization in Germany," Eugenical News 18 (1933), 89.
- 39) Ibid., 90.
- 40) Ibid.
- 41) Ibid.
- 42) Campbell, "The German Racial Policy," 27.
- 43) Ibid.
- 44) Ibid.
- 45) C. M. Goethe, "Patriotism and Racial Standards," Eugenical News 21 (1936), 66.
- 46) "Report of Committee for Investigation of Sterilization," Eugenical News 21 (1936), 33-34.
- 47) Willystine Goodsell, "Eugenics and the Family in Democratic Society," *Eugenial News* 28 (1943), 25-26.
- 48) Maurice A. Bigelow, "The Individual and the Family in Democracy," Eugenical News 30(1945), 57.
- 49) Ibid., 59.
- 50) Ian Dowbiggin, *The Sterilization Movement and Global Fertility in the Twentieth Century* (New York: Oxford University Press, 2008), 37, 46-48.
- 51) Marian S. Olden, "Present Status of Sterilization Legislation in the United States," *Eugenical News* 31(1946), 4.
- 52) Ibid., 4-5.
- 53) Ibid., 6.
- 54) Ibid., 5-6.
- 55) Ibid., 9.
- 56) Ibid., 12.
- 57) Robitscher, ed., Eugenic Sterilization, 123-125, Appendix 2.
- 58) 第二次世界大戦後の断種については、例えば以下を参照。Rebecca M. Kluchin, Fit to Be Tied: Sterilization and Reproductive Rights in America, 1950-1980 (New Brunswick, NJ, and London: Rutgers University Press, 2009).